税務訴訟資料 第262号-257 (順号12107)

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(○○)第●●号 更正処分取消等請求上告受理事件 国側当事者・国

平成24年12月6日不受理・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成23年10月25日判決、本資料261号-206・順号11796)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成24年3月22日判決、本資料262号-65・順号11915)

決 定

申立人

相手方

同代表者法務大臣 滝 実

同指定代理人 森下 麻友美

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成24年12月6日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 櫻井 龍子

裁判官 金築 誠志

裁判官 横田 尤孝

裁判官 白木 勇

裁判官 山浦 善樹